

○三重県青少年健全育成条例を改正する条例案新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>（児童ポルノの提供を求める行為の禁止）</p> <p>第二十三条の二 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二条第三項に規定する児童ポルノ又は同法第七条第二項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。第四十条第五項において同じ。）の提供を行うよう求めてはならない。</p>	<p>（新設）</p>
<p>第四十条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第二十条の二又は第二十条の三の規定に違反した者</p> <p>二 第二十三条の二の規定に違反して、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うよう求めた者であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 当該青少年に拒まれたにもかかわらず、当該提供を行うよう求めた者</p> <p>イ 欺き、威迫し、又は困惑させる方法により、当該提供を行うよう求めた者</p> <p>ウ 対償を供与し、又は供与の申込み若しくは約束をする方法により、当該提供を行うよう求めた者</p>	<p>第四十条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第二十条の二又は第二十条の三の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。</p>